

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ  
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和6年12月5日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1617-2023-0004号	東近江市黄和田町字岩谷313番1
第1617-2023-0005号	東近江市黄和田町字岩谷324番1
第1617-2023-0006号	東近江市黄和田町字岩谷331番1
第1617-2023-0007号	東近江市黄和田町字岩谷335番1
第1617-2023-0008号	東近江市黄和田町字岩谷336番2
第1617-2023-0009号	東近江市黄和田町字大口226番1
第1617-2023-0010号	東近江市黄和田町字大疋谷410番1